

事業評価書（事後）

平成21年8月

評価対象（事業名）	継続的評価分析等に要する経費	
主管部局・課室	老健局老人保健課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	IX	高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
施策目標	3	高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
施策目標	3-1	高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること
個別目標1	効果的な介護予防・健康づくりを推進すること	
個別目標2	介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること	
個別目標3	高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること	

1. 現状・問題分析

事前評価実施時における現状・問題分析（平成17年度）
<p>現状分析</p> <p>(1) 現状分析 新予防給付サービス等については、施行後3年を目途として、費用対効果等を検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>(2) 問題点 新予防給付サービス等について、費用対効果等を検討するための現場レベルのデータの集積が不十分である。</p> <p>(3) 問題分析 費用対効果等の検討に資する現場レベルのデータを国に集積するための仕組みづくりがなされていない。</p> <p>(4) 事業の必要性 本事業を行うことにより、国及び国以外の第三者により集積された実際の・客観的な検討データを得ることができる。 これにより、今般の改正法律案に対する修正で求められた検討の材料が得られ、今後の政策立案に反映させることが可能となる。</p>
事後評価実施時（現在）における現状・問題分析
<p>平成18年度～平成20年度の3年間にわたり、継続的評価分析支援事業を全国の83市町村で実施した。</p> <p>国においては、介護予防継続的評価分析等検討会を6回にわたり開催し、統計的観点から、市町村より報告されたデータの分析・評価を実施し、予防給付サービス等の定量的効果及び費用対効果を検証した。なお、参加市町村の地域包括支援センターにおいて、予防給付サービス等の受給者に対して、3ヶ月ごとに、心身の状況やサービスの受給状況に関する調査を行い、そこで集積されたデータは、専用のシステムにより定時的に国に報告された。この分析結果を市町村が介護予防事業に活用している。</p>

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 ()					
(2) 事業の内容(概要)					
予防給付サービス等の実施状況等について、各市町村や介護サービス現場における定点観測や定期的な報告によるデータを集積し、介護予防の効果を分析・検討する。					
(3) 予算					
一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ()					
予算額(単位:百万円)	H18	H19	H20	H21	H22
	530	427	427	—	—

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

事業の目標	
調査実施件数	
政策効果が発現する時期	平成21年度～

4. 評価指標等

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 調査対象人数 (前年度以上/毎年度)	— 【-%】	— 【-%】	15,681 【-%】	25,007 【59.5%】	集計中 【-%】
(調査名・資料出所、備考)					
介護保険事業費補助金実績報告 H20年度の指標はH21年8月頃集計予定					

5. 事前評価の概要

必要性の評価	「介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)」附則第2条第2項において、国が費用に対する効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。
有効性の評価	当該事業を実施することにより、新予防給付サービス等の現場における実施状況等に関するデータを集積することが可能となり、その評価分析結果により、適正な措置を講ずることができると見込まれる。
効率性の評価	本事業を行わない場合、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)」附則第2条第2項において、国が講じなければならない所要の措置を行うことができなくなるおそれがある。 当該附則の規定に基づく検討に資するため、本事業によるデータ収集は効率的で適正な手段である。また、当該事業を実施することにより、介護給付費の適正化につながることから、費用面においても効率的である。

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価	政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
	(1) 評価分析内容等の検討(専門委員会等の設置) (2) 事業の実施 (3) 検討データの集積 (4) 費用対効果等の評価分析 (5) 政策立案に反映
有効性の評価	平成18年度～平成20年度の3年間にかけて、継続的評価分析支援事業を全国の83市町村において実施した。 当該市町村においては、定型フォーマットの調査票を用いて、予防給付サービス等の対象者に対して、受けたサービスの内容や心身の状態等に関する詳細な情報の聞き取り調査を3ヶ月に1回実施した。また、調査により集積した情報を、国で開発した専用シ

システムを使用して、国に報告した。

国においては、平成18年度～20年度にかけて、予防給付サービス等の導入にあたっての効果を分析する必要があり、統計的な分析はもちろん、効果把握のための様々な手法が必要となるところ、有識者、自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会を計6回開催し、

- ・調査票の内容等
- ・事業の実施状況についての報告等
- ・(人・月)法を用いた予防給付サービス等の効果的分析等

※(人・月)とは、人数と特定の状態であった期間を掛け合わせて算出した指標。

要介護度が悪化した者の発生した人数に加えて、悪化後の期間の長さについても評価し、予防給付サービス等の導入前後において、(人・月)の割合がどのように変化するかを分析した。

- ・予防給付サービス等の定量的な効果分析等
- ・介護予防施策導入に伴う費用対効果分析等

といった観点から議論された。

そうした分析の結果、定量的に効果をみることができるといった手法等を決定し、予防給付サービス等の効果を分析することができた。

なお、介護予防の効果については、予防給付サービス等の導入前においては、要支援の者1,000人中389人が1年後に悪化していたのに対し、予防給付サービス等の導入後では、要支援1の者1,000人中234人が1年後に悪化するという結果になっており、予防給付サービス等の導入により悪化者の発生率が40.0%減少することが確認された。

また、特定高齢者施策の導入前においては、特定高齢者候補者1,000人中56人が1年後に悪化していたのに対し、特定高齢者施策の導入後では、特定高齢者1,000人中49人が1年後に悪化するという結果になっており、特定高齢者施策の導入により悪化者の発生率が11.4%減少することが確認された。

費用分析においては、要支援1の者や特定高齢者の者1,000人を1年間追跡した場合にかかる費用について、予防給付サービス等の導入前後で比較したところ、予防給付サービス等の導入により、要支援1の者については約10万7千円、特定高齢者については、約2万円の費用が減少することが確認された。

これらの結果から、平成18年度に導入された予防給付サービス等の効果や費用対効果が、客観的なデータにより検証された。

このように予防給付サービス等の定量的効果及び費用対効果が、科学的データに基づき検証されたことから、本事業は有効であったと評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(2) 効率性の評価

効率性の評価

本事業の実施にあたっては、介護予防の効果の分析・検討にあたって、実際に介護予防サービス等を実施する市町村のデータを収集した。また、効果の分析にあたっては、統計的分析のほか、効果把握のための様々な手法が必要になるが、本事業では、有識者・自治体職員等で構成された介護予防継続的評価分析等検討会において議論した結果、制度導入という効果分析にあたっては非常に困難な時期にあつて、定量的に効果をみることができるといった手法等を決定し、介護予防サービスの効果を効率的に分析することができた。

また、本事業を全国の83市町村で平成18年度～平成20年度の3年間にわたり実施し、参加市町村の地域包括支援センターにおいて、介護予防サービス等の受給者に対して、3ヶ月毎に、心身の状況やサービスの受給状況に関する調査を行い、そこで集積されたデータは、国に報告された。報告にはダイヤル回線を使った専用システムが使用され、各市町村に蓄積された膨大なデータを迅速に送信することができ、国において即時に閲覧することができ、効率的なデータの集積・分析を行うことができた。

このように、本事業は、効率的に実施されたものと評価できる。

事後評価において特に留意が必要な事項

なし。

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(4) 政策等への反映の方向性

「継続的評価分析支援事業」を3年間にわたり実施したことにより、平成18年度に導入された予防給付サービス等の効果や費用対効果を客観的なデータにより検証することができた。この結果、本事業の当初の目的が達成されたことから、本事業は平成20年度をもって終了する。

一方、介護予防事業については、引き続き、より効果的・効率的な実施方法を検討し、事業内容の見直し・改善を図ることが必要であることから、平成21年度より、「介護予防実態調査分析支援事業」を実施する。本事業においては、より効果的・効率的な実施方法を取り入れた介護予防モデル事業を実施し、その効果を検証することとしている。

7. 特記事項

①国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む。）の該当

(1) ・無

(2) 具体的記載

○介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）

・衆議院での審議の過程において、「この法律の施行後3年を目途として新予防給付および地域支援事業について、その実施状況等を勘案し、費用に対するその効果の程度等の観点から検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずること」との法案修正が行われた。

・参議院においても、「新予防給付・地域支援事業の実施状況をみながら、平成20年度末までに予防効果の評価検討と同時に、保険料、サービスの水準、要介護認定審査等における地域格差の縮小を図り、全国平等のサービスとなるよう必要な財政措置を講ずること。」との附帯決議がなされた。

②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当

(※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)

(1) 有・

(2) 具体的内容

③審議会の指摘

(1) 有・

(2) 具体的内容

④研究会の有無

(1) 有・

(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容

⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

(1) ・無

(2) 具体的状況

○介護保険事業等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成20年9月）

「要介護等状態の軽減又は悪化を防止することにより介護保険給付費の抑制を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

① 介護予防サービス等の利用により要支援1及び要支援2の状態を維持・改善するという効果を広く広報することにより、介護予防サービス等の利用促進を図ること。

② 介護予防サービス計画の作成について、介護報酬が妥当なものであるか否かについて、検証すること。

③ 特定高齢者に対する介護予防事業について、費用対効果の観点から厳密な分析を行い、その結果を踏まえ、事業の在り方を検討すること。」

⑥会計検査院による指摘

(1) 有・

(2) 具体的内容

⑦その他